

2025年12月10日

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震（以下、「本災害」）により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、本災害により、災害救助法が適用された青森県の3市7町2村および岩手県の5市4町3村において、被害に遭われたお客さまからお申し出^{*1}があった場合には、下記の特別措置を適用いたします。

なお、今後、本災害による災害救助法の適用市町村が追加された場合には、同様に特別措置を適用いたします。

記

1. 電気料金の支払期日^{*2}の延長

被災されたお客さまの2025年11月（支払期日が災害救助法適用日^{*3}以降となるものに限ります）、12月、2026年1月および2月分の電気料金の支払期日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

2. 不使用となった期間の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生日から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{*4}）は申し受けません。

3. 工事費負担金等^{*5}の免除

次のいずれかに該当する場合、工事費負担金等を申し受けません。

- (1) 被災時から全く電気を使用されずに契約を廃止され、2026年6月末までに新たな契約のお申し込みを行われた場合（被災前の契約容量等を超えない場合に限ります）
- (2) 再建等のため、新たに当該需要場所にて2026年6月末までに臨時電灯または臨時電力のお申し込みを行われた場合
- (3) 再建等のため、2026年6月末までに引込線、計量器等の取付位置の変更のお申し込みを行われた場合

4. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026年6月末日まで申し受けません。

※1 本災害にかかる災害救助法の公示日が属する月から6カ月後の月の末日までのお申し出といたします。また、災害が発生した日から1年以内で、激甚災害に指定された場合は、激甚災害に指定された日から6カ月後の月の末日までのお申し出も受付いたします。（激甚災害に指定された日は、内閣府のホームページでご確認ください）

なお、お客さまから特別措置適用のお申し出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※3 災害救助法適用市町村（12月9日時点：8市11町5村）

【適用日：12月8日】

青森県（3市7町2村）

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町

岩手県（5市4町3村）

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

※5 工事費負担金等とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくもので、工事費負担金、臨時工事費および諸工料が含まれます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金等の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》 カスタマーセンター TEL 0120-066-774

【受付時間】 平日：午前9時から午後5時まで

[祝日・土曜・日曜・年末年始（12/29～1/3）を除く]

以 上